

記 者 提 供 資 料	
2021年（令和3年）6月29日	
問い合わせ先	感染対策局感染対策統括室 （松浦・播本）
	☎ 078-918-5672（内線：8055）

「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」の改正案への意見公募手続（パブリックコメント）を実施します

～ ワクチン接種に係る合理的配慮及び差別禁止の項目を追加 ～

本市では、本年3月に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民などへの支援や差別禁止を定めた「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」を制定しました。

この度、希望する市民へのワクチン接種を進めていくにあたり、希望する全ての市民が適時に、かつ、適切な場所で安心してワクチン接種を受けられるよう、市が行う合理的配慮について定めるとともに、ワクチン接種を受けていない人に対する差別的取扱いを禁止するため、条例の改正を検討しています。

つきましては、下記のとおり、改正案へのパブリックコメントを実施します。

1 条例の改正ポイント

(1) ワクチン接種の実施に当たり、合理的配慮を行います

障害、高齢その他の理由によりワクチン接種を受けることに困難、不安等を感じている市民に対して、その特性に応じた合理的な配慮を行います。

【例】① 障害者向けのワクチン接種特設会場の設置

② 一人でワクチン接種会場に来ることが困難な者に対する同行者の派遣

(2) ワクチン接種を受けていない者への差別的取扱いを禁止します

ワクチン接種を受けていない者に対する差別的取扱いを禁止するとともに、差別的取扱いを受けた場合やその恐れがある場合は、被害者の救済を図るため、相談や情報の提供、日常生活支援、権利を擁護するために必要な支援を行います。

2 意見募集期間

2021年（令和3年）7月1日（木）～ 7月30日（金）（必着）まで

3 今後の予定

2021年7月 パブリックコメントの実施

2021年8月 パブリックコメントを踏まえた改正案の検討及び検討状況の議会への報告

2021年9月 議会提案（改正案の審議・議決）
条例施行（予定）

「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」の
改正案

※改正案と現行の変更部分は、下線で示しています。

改 正 案	現 行
<p>第2章 総合的支援 (市民及び事業者に対する支援)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 市は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「ワクチン接種」という。）を実施するに当たり、障害、高齢その他の理由によりワクチン接種を受けることに困難、不安等を感じている市民に対して、その者の意向を尊重しながら、その特性に応じた合理的な配慮を行うことにより、希望する全ての市民が安心してワクチン接種を受けられる環境を整備するものとする。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>第3章 差別的取扱い等の禁止 (差別的取扱い等の禁止)</p> <p>第8条 何人も、全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、過去に新型コロナウイルス感染症に感染した経験があること、<u>ワクチン接種を受けていないこと</u>、自己の管理する場所又は施設において新型コロナウイルス感染症が発生したこと等を理由する不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為（以下「差別的取扱い等」という。）をしてはならない。</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>	<p>第2章 総合的支援 (市民及び事業者に対する支援)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>第3章 差別的取扱い等の禁止 (差別的取扱い等の禁止)</p> <p>第8条 何人も、全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、過去に新型コロナウイルス感染症に感染した経験があること _____、自己の管理する場所又は施設において新型コロナウイルス感染症が発生したこと等を理由する不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為（以下「差別的取扱い等」という。）をしてはならない。</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>